林政編
国産材時代への模索

福島康記

一、昭和五十五年度白書の公表

1、重点項目について

毎年公表される林業白書――林業の動向に関する年次報告は、当面する課題を一つ決め、一章を設けて詳述している。五十五年度白書は、「木材需給構造の変化と木材流通加工部門の対応」をとりあげている。流通加工部門を真正面からとりあげたのは初めてである。

これまで外材主体に構成されていた木材流通加工部門は、需給の減退、原木の確保難、製品輸入の増加などにより再編成が余儀なくされているが、成熟化しつつある国内森林資源の活用を目指して、流通加工部門の構造変化と国産材供給体制確立の方向を模索しているのが特徴である。

白書は、昨年の「団塊」に引続き、「活資源化」という語を新登場させ、それを中心テーマに据えている。即ち、結論的に、現下の林業生産活動停滞の打開、森林資源の整備に加えて、「次第に成熟を深めつつある資源の活用を図ってゆくこと、すなわち『活資源化』が二十一世紀に向けての国民的課題である」とし、当面する重要な課題として、(1) 林業生産基盤の整備と国土保全対策の充実、(2) 間伐促進対策の拡充強化、(3) 木材需給・価格の安定と国産材供給体制の整備、(4) 活力ある山村の育成と林業の担い手対策の充実整備、をあげている。白書が公表されて以降日時が経ったが、現状と政策を知る重要な資料なので、第1部第Ⅱ章を中心にやや詳しくみてみよう。

2、木材流通加工の現状と問題点

まず、木材需要の量的変化は、昭和四十九年以降は減少ないし横ばいを続け、五十四年の需要量は四十八年の九三%、一億九七八万㎥となっている。木材需要の減少は、住宅建設・パルプ生産の不振によるものである。着工新設住宅戸数は一二〇万戸台に減少し、床面積は増加しているものの、木造率の低下（六〇%を割った）、非木質系新建材の進出により、単位面積当りの木材使用量は減少している。五十三年に住宅数は世帯数を八%オーバーし、世帯数増加も鈍化し、住宅建設部門における木材需要は、中期的には延びが期待できない。このほか、建替えや新設以外の増改築の増加、建設資金のローン依存度の高まり、住宅建設の地域的分散、大手住宅産業の在来工法住宅部門への進出など、住宅の建設、販売面での質的変化がみられる。

供給面の変化としては、需要が横ばいを続ける中で国産材の減少が大きく、自給率は三〇・八%と低下した。輸入木材は製品輸入が増加していることが目立つ。それは、輸出国の資源的制約、丸太の輸出規制強化によるものだが、多数の中小商社・木材販売業者・製材業者の参入、南洋材の開発輸入方式から現地シッパーから買入れる方式への変化などとともに、国内需給動向に適切に対応しない輸入がふえ、木材需給に好ましくない影響を与えている。

これらに対して、木材流通加工の担い手が当面する問題点として、製材工場の生産活動の停滞が目立ち、五十五年の倒産件数は三〇八件となった。それらは総体として合理化が不十分であり、工場数、従業員数の減少がみられるものの出力数は逆に増加し、設備は過剰であり、従業員の高齢化など労働力の劣弱化もみられる。とくに臨海部の木材工業団地に建設された大規模な外材専門工場の操業度の低下は深刻であり、業種転換や協同化による対応例がみられる。合板製造部門では、操業度の低下・設備の過剰がみられるとともにラワン原木の入手が難しくなっている。

国産材製材工場においても、規模の零細と共に、先進林業地周辺への偏在、間伐材利用に適応していない等問題がある。国産材流通については、流通機構が複雑かつ多層的であり、資源的制約が強い事に加えて、外材に比べ高価であること、生産・流通が多品目、少量、分散的であり、決済条件が不利である事などから、三大都市圏はもちろん、多くの地方都市においてさえ、一般製材品は外材にとって代られている。国産チップについても、輸入チップに押され、紙・パルプ産業は自ら組織していた国産チップの集荷体制を弱めてきた。

3、木材流通加工を巡る新しい動きと今後の方向

この中で、五十四年には製材部門において外材から国産材への原料転換がみられたことは注目される。これまで減少を続けてきた国産材専門工場が前年に比べ三%増加し、増加を続けてきた外材専門工場が三%減少するというかってない動きがみられた。住宅需要の開拓及び流通の合理化の事例とし

て、広島県のいくつかの木材流通業者が住宅販売部門を統合した活動、高知県の五つの製材工場が協業組合を設立し、部材の単純化・規格化をはかり、部材加工から住宅建設を一貫して行う活動が紹介されている。

さらに、国産材が商品として流通するためには、大量性、均質性、安定性といった要件を具備するとともに、その取引のオープン化が必要であるとし、北海道三五地区の森林組合、林産協組、素材生産業者、市町村等による「カラマツ集出荷センター」の設置、開設の遅れていた青森、秋田両県おにける市売市場（木材市場）の相次いでの開設、青森の有力ヒバ製材工場による製品市売市場の開設、をその方向を示す事例としてあげている。

そして、結論的に、木材流通加工の担い手に期待される役割を、資材の安定的供給、林業生産活動の活発化に資すること、重要な地域産業としての発展の三つに求め、当面、(1)加工部門について、原料丸太の確保と需要に合わせた産業調整、(2)流通部門については、流通の合理化と需要の開発の課題に対応するための自助努力及びこれを支援する政策の確立が要請されるとする。(1)では、秩序ある外材輸入、林業生産並びに流通部門との連携の下に国産材の利用を進めることが重要であり、(2)については、住宅建設の地方分散、増改策の増加が、木造在来工法住宅の建設にとって好ましく、部材の改良、施業の合理化、防災等各種規制に対する研究等ハード面、ローンのあっせん、中古住宅の下取り、強力な営業力等ソフト面の取組みが必要としている。

4、林業経営動向等

そのほかの林業の現状について、丸太生産量は五〇年代に入って僅かながら増加する傾向にあり、五十五年度は前年度の三・五％増の三、三二七万㎥、私有林が九・五％の増をみせたほか、国・公有林は落ち込んだ。特用林産物生産額は前年に比べ五％増の二、八二〇億円、造林面積は前年度の六・六％減の一七万八千ha、拡大造林、および私営造林の落ち込みが著しい。公営は〇・一％、国営は二・九％の増加がみられた。

間伐については、間伐対象林齢（Ⅳ―Ⅶ齢級）の森林面積はおよそ四六〇万ha（うち公私有林三九〇万ha）に達し、うち公私有林について緊急に初回間伐を要する面積は一九三万haと見込まれるが、最近における間伐の実行状況は、年間約一二万ha（うち公私有林一〇万ha）にすぎず、間伐の促進が当面する林政の重要課題の一つとしている。間伐促進について、鹿児島県下の林研グループが中心になり、森林所有者が道端まで間伐材を出し、森林組合が集荷、加工、販売する「みぞこ（溝）」運動が紹介されている。

林業就業者は、四〇歳以上が八〇％を占め、いっそう高齢化が進んだ。林家の動向については、四十五年から五十五年の一〇年間に林家数は三万五千戸減の二五三万一千戸となり、農家林業の減少、恒常的勤務を主業する林家数の著増と、林家の林業依存度の低下が目立っている。林家の林業所得は、保有山林五―五〇〇haの林家で前年度より一七万円増の四九万円、一―五haの農家林家で五千円増の一〇万二千円となった。

このほか、松くい虫の被害材積が異常な増加をみせた前年を一七％も上まわる二〇七万㎥と激増したとの指摘は見逃せないし、森林の公益的機能に関する受益者負担の現状や世論調査の結果なども重要である。

5、白書にみる施策の方向

これまではともかく、国内の景気の動向、住宅建設の増減により上昇・下降をみせていた木材価格が、最近では資源涸渇や輸出規制、産地国の景気などの要因で変動をみせる産地価格の影響を直接に受け乱高下するようになったこと、製品輸入の急増という国際的要因の変化と、国産材工場の増加の動きを白書は大きな転機と捉えた。既に木材加工部門の再編は進行している。この際、木材の最終需要部門である住宅建築に至る加工流通部門全体にまで視野を広げ、国内森林資源の活用を目指して、流通加工部門の構造変化の方向を模索したのである。

前年度白書は、生産から流通までのシステム化を目指す地域林業の形成の担い手をテーマとした。今年度は、流通加工に重点を移し、生産に接続するそのシステム化の方向をテーマとし、担い手の動向を紹介したものである。積極的に住宅産業にまで視野を広げ、外材と国産材の併存時代を展望しようとしたものと評価されよう。

当面は、国産材市場の縮少と森林所有者の林業経営意欲の減退による生産減少の悪循環を絶ち、また、主伐材の生産が本格的になるまで国産材供給体制を維持・育成するためにも、放置されているぼう大な要間伐林分の間伐、その材の利用をはかるという考え方である。資源造成一本槍できた林政が地域林業形成を重視する政策に重点を移し、丸太とくに間伐材の生産、流通、加工部門を対象に捉えるようになった。中核林業振興地域育成対策事業や国産材産業振興資金制度の発足などがそれである。本年度にも、のちにみる間伐促進総合対策事業が発足した。しかし対策は充分講じられているのか。一、二の新聞も社説で疑念を示しているところである。白書の認識より事態は深刻のように思える。間伐材の利用も徐々に促進されているが、外材の滲透、代替材の進出はいっそう急である。林業労働力の現状をみても、危機の顕在化は目前である。五十六年一―三月の新設着工ベースは依然低水準で推移し、五十六年の年間新設住宅は一二〇万戸割れ必至

という状勢であり、幾度となく繰返された回復の希望的観測を打砕き、構造的不況の様相を深めている。

住宅不況の主因は住宅価格の上昇と所得水準のかい離にある。住宅価格の上昇は宅地価格の上昇が原因であり、建材供給側の合理化努力では追つかないのが実態である。五十六年の宅地公示価格は前年の一一・四％増、三大都市圏の住宅着工戸数の落ち込みも地価高騰により土地需要が潜在化したためであり、また、地価上昇は順次地方都市に及んでいる。所得抑制策も厳しい。それならば地価対策をこそ望むほかない。

宅地供給の問題は、大手・中堅住宅産業が建売りという販売形態をとることが少なくないなど、住宅産業の構造と直接関連をもっている。大工、工務店の下請化など、この問題からも派生している。企業規模とともに肥大化する資金費用、営業費用は、国産材の使用に連る良質な資材への関心を小さなものにしてしまう。国産材を使用する住宅産業の企業規模と市場圏として考えられる範囲は、大きなものではなさそうだ。同業組合に組織された中堅程度の企業の活動が期待される。京浜地区でも、営業、施工管理、情報収集を協同して行う企業の活動の事例がみられる、とはいえ、在来工法住宅が直接国産材需要に結びつくとは限らないという問題がある。白書が指摘するように、国産材供給態勢を作ることが先決である。部材の規格化、単純化、国産材利用パターンの開発は欠かせない。それには困難な問題が多いが、前記のような企業、組合に期待するほか、林業関係者が積極的に関与し、促進するよりない。山林所有者の関心を喚起したい。

住宅建設は、我が国の景気を直接左右するほどの大きな広がりをもった分野であり、国産材生産の振興は、内外ともに、複雑で困難な問題を含んでいる。ともあれ、これまでの林業界一般の枠を破り、林業振興は木材の最終需要にまで及ぶ問題であるとし、注意を喚起した点、今年度白書のメリットであろう。

二、昭和五十六年度林業予算

五十六年度予算は、行財政改革の厳しい大波の中で編成されたが、白書に示された施業の方向実現のために、いくつかの新規事業がみられる。

まず、目につく大物は、間伐促進総合対策（予算額五六億八千万円）である。これは、都道府県の策定する間伐に関する総合的な基本方針、特に緊急に間伐を必要とする人工林が多くある市町村における間伐実施計画を基本として、計画的・集団的・組織的に間伐を実施するとともに、これに必要な林道、作業道、生産機械施設等の整備、間伐技術の普及指導、さらには流通加工体制の整備を包含した、生産から流通・加工にわたる事業である。間伐促進重点市町村には一、〇〇〇市町村が選ばれ、集中的に（五年間）間伐をすすめ、それを核にして、残余の森林における間伐の促進をはかろうとするものである。中心となる事業は、小流域程度の区域において、緊急に間伐を要する森林を五ha以上の団地とし、森林所有者と施業委託契約を結んだ組織体が間伐を実施する集団間伐実施事業（予算額三六億二千万円、補助率一〇分の四・五）、機械施設等を整備する集団間伐基盤等整備事業（予算額一五億三千万円補助率同前）である。

次に、注目される担い手対策をみると、まず、基幹林業技能者確保対策事業がある（予算額一億二千万円）。基幹林業作業士（グリーンマイスター）認定制度を作り、優秀な若手林業労働者に作業に係る資格、免許、技術等を教育により習得させ、基幹林業作業士として育成し、認定、登録により社会的地位の向上をはかり、基幹労働者の確保を図ろうとするものである。また、地域林業リーダー育成のため、林業教室その他知事が必要と認める専門的講習において優秀な成績を修めた林業後継者を、市町村長の推薦を経て知事が「青年林業士」として認定し、さらにその活動促進のため、それら及び地域の中堅的担い手の調査研究・情報活動等を行う青年林業士等活動促進事業（予算額二〇億五千九百万円）が実施される。

このほか、特別重要水源山地整備業（事業費一〇億六千四百万円）、森林の公益的機能増進基礎調査（同一千七百万円）、木材工業原料供給安定促進事業（同六千五百万円）、森林組合活動強化特別対策事業（同一億六千二百万円）、森林系エネルギー活用促進調査（同二千三百万円）、特定森林造成活動促進事業――ふるさとの森を造成するために――（同六百万円）、国産材供給システム計量モデル開発調査（同八百万円）等がある。

新規事業以外では、森林総合整備事業（予算額一四一億二千一百万円、対前年度比一四六・四％）林業地域総合整備事業（予算額三〇億三千八百万円、対前年度比二四六・六％）といった地域林業形成の重要施策の伸びが目立つ。生産から流通加工までのシステム化に向け予算の傾斜配分がいっそう進んだと解されよう。

なお、林野庁関係の一般会計予算総額はほぼ前年並みの三五七三億二千万円（対前年度比一〇一・二％）、公共事業費二九五七億五千三百万円（同一〇〇・七％）、非公共事業費六一五億六千七百万円（同一〇三・七％）である。また、国有林野特別会計予算総額は四、七四五億一千七百万円（対前年度比一〇八・一％）である。

三、激甚災害法の一部改正

昨年十二月以降の未曽有といわれる豪雪被害対策については、本誌五月号林業界時報に検討中の案の記事が出ていた

が、それが実施された。之迄の激甚災害に対しては、その都度時限立法を制定し対応してきたが、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関す法律」が一部改正され（四月一〇日公布）、同法の適用範囲に「森林」が加えられ、その都度の時限立法は必要がなくなった。政府は四月十四日の閣議で今回の森林被害に対して激甚災害法を適用する事を決定し、十七日に官報にその政令を公示し、予算措置も講じられた。

四、行財政改革について農林水産関係団体が見解

全中、全森連、全木連、日本林業協会、全漁連など農林水産関係一八団体で構成している「農林水産関係行政改革問題検討委員会（委員長藤田三郎全中会長）は、四月二十日〝行政改革に関する見解〟を発表した。

肥大化した行政機構、組織などを合理的、効率的なものへ改革しようという目的で、政府は第二次臨時行政調査会（土光敏夫会長）を発足させ、七月中間報告が出される。ところが、伝えられてくる行革案の内容はもっぱら財政再建を主眼とした補助金カットなど経済合理主義を標傍したものとなっているきらいがあり、「見解」はその点を批判し、政府や臨調が農林水産、中小零細企業を含めた国民各層の期待に応える公平な行革案をまとめることを強く要請している。

（東京大学・助教授）